相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市釈迦町七四〇三番地
一、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡三三一二番地一〇
被相続人　亡　二本木恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
茨城県つくば市榎戸六七〇番地中田勝也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中田　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市亀久保一七七七番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘一丁目二番一二―一五〇一号
被相続人　亡　松島　幸次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
埼玉県川越市元町二―四―一一弁護士法人川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大塩　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東駒形一丁目二四番地五、最後の住所横浜市鶴見区潮田町二丁目九二番地やまなみ荘　被相続人　亡　**中原**　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
横浜市中区尾上町一丁目四番地一関内ＳＴビル五階
相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝公園四丁目二番、最後の住所神奈川県伊勢原市小稲葉二二八二番地の五
被相続人　亡　松島　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
神奈川県厚木市中町四丁目四番一〇号アイディーコート本厚木シティーゲート二〇一号　葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　暁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市朝日本町一一七三番地、最後の住所富山市安野屋町一丁目八番三―五一二号　信開ドムス松川
被相続人　亡　田賀　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
事務所富山県富山市西大泉一七―二〇浜忠第二ビル三Ｂ　池田裕彦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　裕彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市莪原町字神守前三五番地、最後の住所愛知県津島市金柳町字北脇一九六番地
被相続人　亡　神野　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番四号第一ＫＴビル四階ストラーダ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鬼頭　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区西湊町四丁二三一番地、最後の住所大阪府堺市堺区神保通一番八号
被相続人　亡　魚住　功子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号
相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市玉里町三五五八番地、最後の住所鹿児島市坂之上六丁目二八番五七号　被相続人　亡　岩見　穂積

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル六階　相続財産管理人　堺　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市大字守江四六九八番地、最後の住所大分県杵築市大字守江四四九〇番地一二　被相続人　亡　**廣**岡　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月一日
大分市岩田町二丁目三番一九号
相続財産管理人　平山　秀生

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年七月一日
一、墳墓等所在地　三重県伊賀市服部町一五一五
一、墳墓等の名称　臺上寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　三重県伊賀市服部町一五一五　臺上寺代表役員　稲葉　智弘　三重県伊賀市服部町六三二　臺上寺総代長　北口　敦英

債権申出の公告（第一回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十八年四月一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月一日
東京都港区海岸一丁目四番二二号
シナネンホールディングス株式会社企業年金制度
清算人　大堀　淳一

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月一日
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目二番二八号
河北新報企業年金基金
清算人　八浪　英明

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは第一回公告掲載（平成二十八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月一日
神奈川県川崎市川崎区東田町八番地
株式会社ＨＴＫエンジニアリング
清算人　山本　秀厚

第19期決算公告

平成28年7月1日
栃木県宇都宮市錦２丁目６番６号
株式会社栃木ケイテクノ
取締役社長　熊谷　暢隆

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,128,442
	固定資産	155,260
	合計	1,283,702
負債及び純資産の部	流動負債	594,868
	固定負債	111,149
	株主資本	577,684
	資本金	50,000
	利益剰余金	527,684
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	515,184
	（うち当期純利益）	(10,600)
	合計	1,283,702